

平成24年度介護職員処遇改善交付金申請（平成24年2月及び3月サービスの2ヶ月分）

平成24年 **1月31日（火）** までの提出にご協力をお願いいたします。

平成21年度から始まりました介護職員処遇改善交付金事業の平成24年度分の申請につきましては、現時点では、平成24年2月及び3月サービス分の申請をしていただくこととなります。愛知県介護職員処遇改善交付金事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づきますと、平成24年2月15日（水）までの申請となるところですが、大量に提出される書類の内容を、短期間で適切に愛知県国民健康保険団体連合会のデータに反映させる必要がありますので、**平成24年1月31日（火）までの提出**にご協力をいただきますようお願いいたします。

注意

申請書類の作成に当たっては以下の事項をよくご確認ください。

《申請書類の提出に関して》

- **処遇改善交付金「承認申請書」及び「キャリアパス要件等届出」チェックシート**で、提出書類の内容及び提出先をご確認ください。
※ちなみに、このチェックシートはご提出いただかなくても結構です。
- **申請書類記載例**をよくご確認ください。
- 届出方法は**簡易書留**による郵送としてください。
※書類の提出に係るトラブルを避けるためのものです。ご理解願います。
- **キャリアパス要件等届出**については、次ページの「**別紙**」のとおり取扱いますのでご確認ください。

▼ **申請書類（様式）**

※上記の「**チェックシート**」、「**申請書類記載例**」及び「**申請書類（様式）**」は、愛知県高齢福祉課介護保険指定指導グループのホームページ「2 介護職員処遇改善交付金の手続きについて」に掲載されています（<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>）。該当部分をダウンロードし、ご使用ください。

平成24年度介護職員処遇改善交付金
当初申請時に係るキャリアパス要件等届の取扱いについて

▼実施要綱（抜粋）

6 キャリアパスに関する要件等について

平成22年10月以降に提供された・・・・・・・・・・・・・・・・

なお、交付金を受けようとする事業者が、前年度に対象事業者の承認を受けており、かつ別紙様式9-3のキャリアパス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないとき（※）は、その提出を省略することができる。

※内容に変更が無いとき（国回答）

キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（交付率の変動する場合又は **キャリアパス要件** **【※定量的要件ではない。】** のアとイの要件の間の変更）が無い場合

☆ 平成22年度又は23年度にキャリアパス要件等届出書を提出した場合で、かつ上記に該当する場合は、平成24年度の承認申請の際にキャリアパス要件等届出書を提出する必要はありません。（例えば、定量的要件の費用の概算額に金額の変更があっても、上記に該当の場合は提出の必要無しとします。）

《参考》

○キャリアパス要件等の適合状況に関する交付率

①	A及びBをすべて満たす対象事業者・・・・・・・・	交付金額×1.0
②	A又はBのいずれかを満たす対象事業者・・・・・・・・	交付金額×0.9
③	A及びBのいずれも満たしていない対象事業者・・・・・・・・	交付金額×0.8

※A：キャリアパス要件 B：定量的要件

○実施要綱（抜粋）

(1) キャリアパスに関する要件

ア 次の①から③までに掲げる要件に該当していること。

- ① 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
- ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

イ アによりがたい場合はその旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。

- 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての介護職員に周知していること。
- ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
 - ② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）の実施

平成24年度介護職員処遇改善交付金申請に係る注意事項

別紙様式1-2の「介護職員処遇改善計画書」の中の、

「(2) 賃金改善以外の処遇改善について」の記載について

◎別紙様式9-3（※(2) 定量的要件）の提出（有り ・ 無し）

で記載する「有り」の考え方は、

既に、キャリアパスの関係で別紙様式9-3を愛知県へ提出しているかどうか。

（例えば、「平成22年9月末までに、キャリアパス要件等届出を提出してある。」等）

での判断になります。

（その提出済みの書類の内容と変更が無い場合は、今回該当欄への記載は不要になります。）

ということですので、今回の申請書類の提出に当たって、別紙様式9-3の添付が「有る、無し」という判断ではありませんので、お間違えの無いようお願いいたします。

注意

※これまで（平成21年度、22年度、23年度）に介護職員処遇改善交付金の申請をしていなくて、今回の申請が介護職員処遇改善交付金としては、初めての申請となる事業者の方は、申請書と同時にキャリアパス要件等届出を提出していただくこととなりますが、この場合も、別紙様式1-2の「介護職員処遇改善計画書」の中の、「(2) 賃金改善以外の処遇改善について」の◎別紙様式9-3（※(2) 定量的要件）の提出（有り ・ 無し）の記載は、通常「有り」に○を付けることとなります。（ただし、今回同時提出のキャリアパス要件等届出の所定の部分に記載がしていない場合は「無し」に○を付けることとなります。）